

## 災害時における災害車両の撤去等に関する協定

鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）と社団法人日本自動車連盟中国本部鳥取支部（以下「丙」という。）とは、災害地における災害車両の撤去等（以下「撤去等」という。）について、次のとおり協定する。

### （撤去等の支援要請）

- 第1条 甲は、災害対策基本法（昭和22年法律第223号。以下「法」という。）第64条第2項の規定により実施する措置のうち、撤去等の実施についての支援を丙に対して要請することができる。
- 2 乙は、法第73条第1項の規定により実施する措置のうち、撤去等の実施についての支援を丙に対して要請することができる。

### （業務内容）

- 第2条 前条の規定により、甲又は乙が丙に支援を要請する撤去等に係る業務は、丙の所有する装備の範囲内で可能な被災車両の撤去、移動、その他、甲及び乙が必要と認める業務とする。

### （支援要請）

- 第3条 甲又は乙は、第1条の規定により要請を行うときには、次の事項を丙に連絡するものとする。
- （1）被災の状況と要請の内容（業務場所、業務の内容等）
  - （2）担当指揮者の氏名及び連絡先、その他必要な事項
- 2 丙は、前項の要請があった場合は、速やかに撤去等に係る業務に着手するものとする。

### （業務費用の負担）

- 第4条 撤去等の作業に要した経費は、丙の負担とする。

### （災害補償）

- 第5条 撤去等の作業の実施により、丙の職員が負傷等した場合の補償は、丙の責任において行うものとする。

### （損害賠償）

- 第6条 撤去等の作業の実施により、第三者に損害を与えた場合の賠償は、丙の責任において行うものとする。

### （疑義の協議）

- 第7条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙と丙が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成17年6月13日から適用する。

上記のとおり協定した証として、この証書3通を作成し、各自記名押印の上、1通を保有する。

平成17年6月13日

(別記)

鳥取市  
倉吉市  
米子市  
境港市  
岩美町  
八頭町  
若桜町  
智頭町  
湯梨浜町  
三朝町  
北条町  
大栄町  
琴浦町  
南部町  
伯耆町  
日吉津村  
大山町  
日南町  
日野町  
江府町